

ローカル5G検討作業班 第10回 資料

2020年1月22日

JTOWER

会社概要

会社名	株式会社JTOWER		
拠点	本社 東京都港区赤坂8丁目5番41号 イースタン青山ビル 大阪オフィス 大阪市中央区北久宝寺町1丁目7番9号 堺筋本町プラザビル6階		
経営体制	代表取締役社長 田中 敦史 取締役 桐谷 裕介、中村 亮介、祢津 信夫、太田 直樹、三笥 博幸		
設立	2012年6月		
資本金	36億円（2019年12月末時点）		
主要株主/ 上場取引所	 	東京証券取引所マザーズ （銘柄コード：4485） 	
事業内容	情報通信インフラの設計構築、通信関連ソリューションの開発 ・ 総務省 届出電気通信事業者 ・ 電波環境協議会 構成員 ・ 経済産業省 J-Start Up企業 選出 ・ 日本賃貸住宅管理協会（日管協）特別会員 他		



当社のインフラシェアリング事業領域

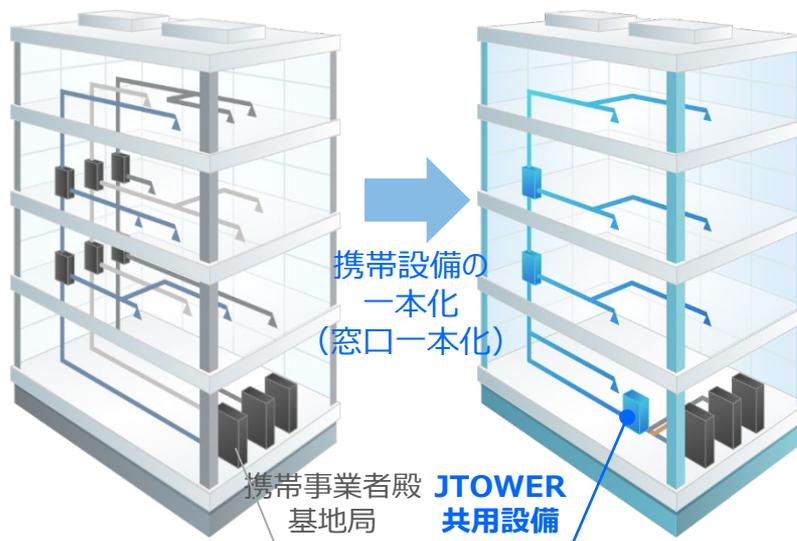
- 日本発（初）のインフラシェアリング・カンパニーとして、国内外にて以下の事業を展開

屋内 携帯インフラ
(屋内電波対策用の通信設備)

屋外 携帯インフラ
(屋外の鉄塔・ポール等)

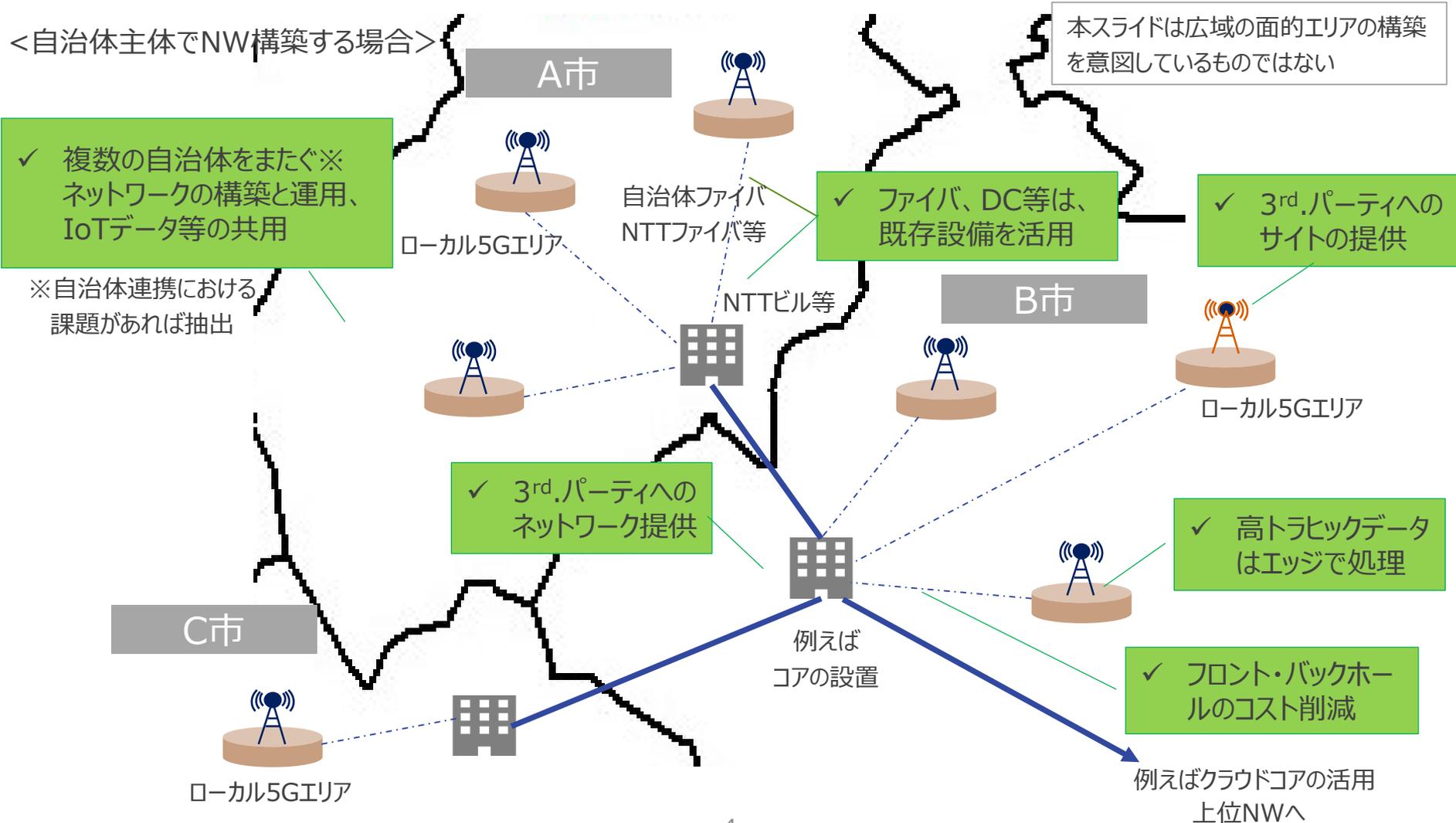
各社個別対策

JTOWER
(インフラシェアリング)



(考察) 地域ネットワークの考え方

- 地域ネットワークの主な課題は、「コスト負担」、「利用用途の拡張」、「運用負荷の軽減」等が挙げられ、ネットワーク構築において最適化する手法が必要



ユースケース：自己土地等（屋外）利用について

施設内・屋外で、AI解析と併せる等一体的な利用が見込まれる事例
施設内と屋外をカバーするローカル5Gのネットワークを構築



- ・機器制御
- ・カメラによる監視、検査
- ・遠隔（自動）運転 等



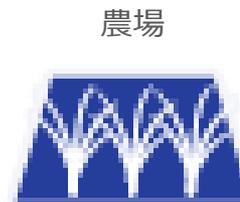
- ・建機の遠隔制御
- ・カメラによる監視、検査 等



- ・商品管理、施設管理
- ・カメラによる監視、検査
- ・デジタルサイネージ 等



- ・施設制御
- ・カメラによる監視、検査
- ・業務連絡
- ・遠隔（自動）運転 等



- ・環境状態の監視
- ・ドローン制御
- ・カメラによる監視、検査 等



- ・施設管理
- ・カメラによる監視、検査
- ・災害時の情報集積、勤務者・居住者等への情報提供 等

検討課題①

□ 現状の整理は以下の表のとおり

制度化の可否含めて、将来的な検討課題で良いと考える

帯域	自己土地利用		他者土地利用	広域利用※ (他者土地)
	敷地内屋内	敷地内屋外		
28.2- 28.3GHz	○	○	条件付き ○	未検討
28.3- 29.1GHz	○	共用他システムとの検討	共用他システムとの検討	未検討
4.6-4.8GHz	○	共用他システムとの検討	共用他システムとの検討	未検討

検討項目

Sub6で、屋外でも制約の少ない帯域の確保が必要

検討課題②他者土地利用の緩和

□ ローカル5G検討作業班 第9回 資料9-1

現状

- 他者土地利用については、固定通信（原則として移動局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定される。



公道等については、他者土地利用となることから、固定通信に限定される

検討課題

- ① 大学のキャンパスや病院等の私有地の敷地内の間を公道や河川等が通っている場合の扱いについて、どのように整理すべきか。
- ② 交通機関や高速道路等における利用について、どのように整理すべきか。
(線路や道路等を線上にエリア化する場合、他者土地にはみ出る部分が一定程度出てくることとなるため、現行の考え方では、運用上の制約となる可能性があり、利用を認める条件について整理が必要)

検討課題①

「業務区域としての一体性が認められる」、及び「自己土地間にある狭域エリアであり、ローカル5Gとしての開設する可能性が低い」場合は、業務区域中に存在する公道・河川等他者土地については、自己土地扱いとすることで良いのではないかと

検討課題②

線上のエリア化を広（長）範囲に行う場合の干渉調整の実施範囲に係る課題と考えるが、他者に影響を与えることが明確な場合を除き、条件（問い合わせ窓口の公表、干渉軽減対策の留保等）を設定の上、設置を認めることで良いのではないかと

検討課題③無線局免許の変更申請の緩和

- ローカル5Gの無線局設置について、利用者において柔軟なネットワーク構成が可能となることでローカル5Gの活用メリットが上がるよう、無線局免許手続きの緩和の検討が必要

<現状>



ローカル5Gの利用ロケーションの変更に伴い、既取得の無線局免許事項の変更が生ずる場合は、無線局免許の変更申請が必要（1ヵ月～2ヵ月）

検討項目

自己土地内の利用において、以下の条件下で、無線局の設置に係る事項が変更になる場合には、無線局免許の変更申請を緩和することが出来ないか

- 干渉調整が必要な範囲が自己土地内である
- 他者土地において干渉調整が必要な範囲に影響が出ない

JTOWER

SHARING THE VALUE

**すべてのステークホルダーに価値をもたらす
社会的意義のある事業を創造する**
